使用および配布許諾契約書

Copyright (c) 1998-2025 Fast Reports Inc.

重要なお知らせ：これは法的拘束力のある契約です。本契約、関連文書、および参照として加えられている条件（以下、「本契約」）は、お客様の法的権利に影響を及ぼし、**FastReport VCL**、**FastReport FMX**、**FastReport LCL**、**FastCube VCL**、**FastCube FMX**、**FastCube LCL**、**FastScript**、**FastQueryBuilder** および/または関連サービス（以下、「本サービス」）の使用を通じてお客様が全面的に同意するものとします。

本契約に完全に同意しない場合は、**Fast Reports** の本ソフトウェアまたは本サービスを使用しないでください。

本契約は、該当する場合、すべてのライセンシーおよびエンドユーザーによる Fast Reports Inc.（以下、「**Fast Reports**」）の本ソフトウェアおよび本サービスへのアクセスおよび使用を規定します。本契約は、抵触法の規則および原則に関係なく、バージニア州法に準拠し、同法に従って解釈および施行されるものとします。

お客様は、**Fast Reports** から直接本ソフトウェアまたは本サービスにアクセスする場合でも、その他のソースからアクセスする場合でも、本契約の条件に従うものとします。本ソフトウェアおよび本サービスを使用および/または操作することにより、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意したものとみなされます。お客様が本契約の条件に同意しない場合、および/または本契約を拒否する場合、お客様は本ソフトウェアおよび本サービスを使用および/または操作しないものとします。お客様は、本契約が、書面による交渉による契約と同程度に、その条項に従ってお客様に対して強制力を有することに同意するものとします。お客様が本契約のすべての条項に同意されない場合は、本ソフトウェアおよび本サービスを操作してはならず、本ソフトウェアおよび本サービスの使用または操作も許可されません。

特定の本ソフトウェアまたはその特定の機能に適用される特定の追加条項に同意しない場合は、本ソフトウェアのその部分を使用しないでください。本サービスを使用または利用する際、別の Web サイトを閲覧したり、別の事業体またはプロバイダから製品、アプリケーション、または本サービスを取得したりする場合は、無料であるか有料であるかにかかわらず、Fast Reports のものではなく、当該製品、アプリケーション、または本サービスに適用される第三者のガイドラインおよび条件に従うものとします。

Fast Reports Inc. のプライバシー ポリシーは、本契約に加えられ、拘束力のある一部となります。

PART ID: FASV-E01-255

用語と定義

本契約で使用される英語の大文字の単語および表現は、本契約で明示的に定義されない限り、以下の意味を有するものとします：

「**エンドユーザー**」とは、本ソフトウェアを直接操作し、本契約の対象となるライセンシーまたはその他の者を意味します。

「**ドキュメント**」とは、本ソフトウェアに関連して使用するために開発され、Fast Reports が随時提供または利用可能にする、ユーザー マニュアル、操作説明書、トレーニング資料、製品説明および仕様書、技術マニュアル、サポート資料、メンテナンス ノウハウ、すべてのユーザー インターフェイスのテキストおよびグラフィック要素、および上記の変更またはアップグレードを意味します（https://www.fast-report.com/downloads/documentation にあるユーザー向けマニュアルを含みますが、これらに限定されません）。

「**本ソフトウェア**」とは、Fast Reports によって作成され、本契約に基づきライセンス許諾されたコンピューター プログラムを意味し、ソース コードおよびオブジェクト コードなどのあらゆる形式のコード、あらゆるアップグレード、修正バージョン、更新、および追加を含み、あらゆる形式およびメディアで、上記のすべての調整、更新、修正、強化、および新規リリースを含みます。具体的には、以下を指します：

「FastReport VCL」、「FastReport FMX」、「FastReport LCL」、「FastCube VCL」、「FastCube FMX」、「FastCube LCL」、「FastScript」、「FastQueryBuilder」。

「**ソリューション**」とは、特定のライセンスを購入する前にライセンシーによって指定された本ソフトウェア名および主要パラメーターを含む、ユーザーが独自に開発したコンピューター プログラムを意味します。

「**知的財産権**」とは、全世界のすべての (i) 発明（特許性の有無、実用化の有無、および/または単独開発か他者との共同開発かを問いません）、そのすべての改良、特許、特許出願、特許および発明の開示、およびその他すべての発明者としての権利、ならびにそのすべての再発行、継続、一部継続、分割、改訂、補足保護証明、延長、および再審査を意味します。(ii) インターネット ドメイン名、商標、サービス マーク、トレード ドレス、商号、ロゴ、デザイン、スローガン、製品名、会社名、およびそれによって象徴され関連するすべての営業権、ならびにその登録および登録申請、ならびにその更新。(iii) 著作権（登録または未登録）、著作権で保護される著作物、著作者の権利、およびその登録と登録申請、ならびに更新。 (iv) 集積回路設計、セル ライブラリ、電子マスク、ネット リスト、シミュレーション、マスク ワーク、半導体チップの権利、およびそれらの登録と登録申請ならびに更新。(v) コンピューター ソフトウェア（ソース コード、ソース コード エンジン、ソース データ ファイル、およびオブジェ

クト コードを含みますがこれらに限定されません)、ソフトウェア開発ツール（アセンブラー、コンパイラー、コンバーター、ユーティリティ、圧縮ツールを含みますがこれらに限定されません)、ライブラリ、アルゴリズム、ルーチン、サブルーチン、コメント コードおよび文書化されたコード、プログラマーのメモ、システム アーキテクチャ、ロジック フロー、データ、コンピューター アプリケーションおよびオペレーティング プログラム、データベース、およびそのドキュメント。(vi) 企業秘密およびその他の機密情報（アイデア、技術、ノウハウ、製造および生産プロセスならびに技術、研究開発情報、図面、回路図、仕様書、部品表、設計、計画、提案、技術データ、価格データ、マーケティング データ、財務記録、ライセンシーおよびサプライヤのリスト、およびその他の専有情報を含みますがこれらに限定されません)、(vii) そのコピーおよび具体的な実施形態（形態または媒体を問いません)、ならびに前述のすべての修正、拡張、および派生物。および (viii) 過去、現在、および将来における上記の侵害を訴え、救済を求めるすべての権利、ならびに世界中のあらゆる司法管轄区域の法律に基づく優先権およびその利益の保護。

「**ライセンシー**」とは、ライセンス料を支払うことによって Fast Reports から本ソフトウェアを購入し、ライセンシーが開発したソリューションの一部として、本契約の条件に従って Fast Reports の本ソフトウェアを操作する目的で本契約を締結した個人または法人を指します。

「**ライセンス料**」とは、本契約に基づくライセンス付与のためにライセンシーが Fast Reports に支払う料金を意味し、https://www.fast-report.com/buy に記載され、本契約の第 7 条に詳述されているように、または、両当事者が書面により別途合意したとおりに、購入したライセンス キーによって決定されます。

「**ライセンス キー**」とは、ライセンシーに提供され、購入したライセンスに対応する制限に従って本ソフトウェアを操作することをライセンシーに許可する、記号、文字、数字、または特殊文字の固有の並びを意味します。2024 年 6 月 1 日以降のライセンス システムに基づいて発行された新規ライセンスについては、ライセンス キーは提供されなくなり、代わりにライセンシーはソフトウェアのアクティブ化と操作に使用される登録コードを受け取ります。

「**オブジェクト コード**」とは、磁気的または電子的なバイナリ形式でソフトウェア媒体にアセンブルまたはコンパイルされたコンピューター プログラムを意味します。これは、機械が読み取り可能で使用可能ですが、逆アセンブル、逆コンパイル、またはリバース エンジニアリングを行わなければ、一般に人間が読み取ることはできません。

「**操作**」とは、テンプレートやその他の素材にアクセスすること、ダウンロードすること、保存すること、ロードすること、インストールすること、実行すること、設定すること、テンプレートやそのほかの資料をアップロードすること、本ソフトウェア

をコンピューターのメモリにコピーすること、または本契約およびドキュメントに従って本ソフトウェアの機能を使用して利益を得ることを意味します。

「**制限**」とは、本契約の第 1 条第 5 項および第 1 条 6 項ならびに該当するドキュメントに記載されている、購入したライセンスおよびライセンス キーに相応する本ソフトウェアの操作に関する制限を意味します。

「**リバース エンジニア（リング)**」とは、本ソフトウェアまたは機密情報のソース コード、構造、構成、内部設計、構成技術、アルゴリズム、または暗号化デバイスを決定するために、本ソフトウェアまたは機密情報を調査、逆アセンブル、逆コンパイル、復号化、シミュレーション、オブジェクト コードまたは実行可能コードのコード トレース、デバッグ、または分析することを意味します。

「**ソース コード**」とは、コンピューター プログラミング コードおよび関連するシステム ドキュメントのうち、人間が読み取り可能な形式のものをいい、すべてのコメントおよびジョブ制御言語などの手続きコードを含みます。

「**アップデート**」とは、ライセンス期間中、Fast Reports がサポートされるライセンシーに追加ライセンス料なしで一般的に提供する本ソフトウェアの後続リリースを意味し、Fast Reports がその Web サイト上で別個の製品としてライセンスするいかなるソフトウェアも含まれないものとします。

1. ライセンス許諾

1.1 ライセンス。ライセンス料の支払いおよび本契約に定める条件に従い、Fast Reports は、本契約によりライセンシーに以下の権利（以下、「**ライセンス**」）を付与し、ライセンシーは本契約により当該ライセンスを受諾するものとします：ライセンス期間中、購入されたライセンス キー（第 1 条第 6 項に定めるとおり）およびドキュメントに適用される制限に従って、独自のソリューションの一部として複数の本ソフトウェアのコピー（第 1 条第 5 項に定めるとおり）を操作するための世界的、非独占的、個人的、限定的、譲渡不能な（本契約に別段の定めがある場合を除いて）（本契約の条項に従って終了しない限り）権利（Fast Reports が書面で明示的に同意しない限り、再許諾する権利はありません)。

1.2 権利。本契約によって付与されるすべてのライセンスは、ライセンシーに以下を許可します：

(a) ライセンシーが作成したソリューションの一部として本ソフトウェアを設計、デバッグし、その後使用するために本ソフトウェアを複製すること。

(b) バックアップまたはアーカイブ目的で本ソフトウェアのコピーを 1 部作成すること、または本ソフトウェアのコピーを別の電子データ キャリア上に 1 部作成すること

（ただし、当該コピーは、バックアップ目的またはアーカイブ目的のみに使用されるものとする）。

(c) 本ソフトウェアをソリューションの一部として、コンパイル済み（オブジェクト コード）形式でのみ、かつソリューションの不可欠な一部として操作すること。

1.3 パラメーター。ソリューションのパラメーターは、購入前に決定し、Fast Reports と書面で合意する必要があります。

1.4 ライセンス期間。ライセンスは、Fast Reports からライセンシーへのライセンス キーの提供から 1 年間付与されます（以下、「**ライセンス期間**」）。第 7 条にさらに記載されているとおり、ライセンス キーは、Fast Reports が該当するライセンス料を受領した場合にのみ提供されます。

1.5 エンド ユーザー。ライセンシーは、以下に定める制限に従って、ライセンシーが（本契約および第 1 条第 6 項の条件に従って）本ソフトウェアの複数のコピーを操作することを許可するライセンス キーを購入することができます：

(a) シングル ライセンスは、ライセンシーに対し、1 人のエンド ユーザーがソリューションの一部として本ソフトウェアのコピーを 1 部操作する権利を付与します。

(b) チーム ライセンスは、ライセンシーに対し、最大 4 人のエンド ユーザーが、ソリューションの一部として本ソフトウェアのコピーを最大 4 部同時に操作する権利を付与します。

(c) ビジネス ライセンスは、ライセンシーに対し、ソリューションの一部として、最大 12 人のエンド ユーザーが同時に最大 12 の本ソフトウェアのコピーを操作する権利を付与します。ただし、当該エンド ユーザーはすべて、1 つの物理的、地理的な場所に所在するものとします。

(d) サイト ライセンスは、ライセンシーに対し、無制限のエンド ユーザーが、ソリューションの一部としての本ソフトウェアのコピーを無制限の数操作する権利を付与します。

1.6 制限。ライセンシーはライセンス キーを購入することができ、購入時に選択したライセンスおよびライセンス キーによって決定される以下の制限に従って、ライセンシーが本ソフトウェアを操作することができます（本契約および第 1 条第 5 項の条件に従って）：

(a) 試用版ライセンスは、ライセンシーに対し、最初のダウンロード日から 30 暦日を超えない期間（以下、「**無料試用アクセス**」）、評価および非営利目的に限り、本ソフトウェアのコピーを閲覧および使用する権利を付与します。無料試用アクセスの提供の一環として、ユーザーにはアップデートおよびサポートは提供されません。無料試用アクセスが終了すると、ライセンシーおよびエンド ユーザーは、Fast Reports の書面によ

る明示的な許可または有料ライセンスの購入がない限り、本ソフトウェアを使用することはできません。本契約に反するいかなる規定にもかかわらず、無料試用アクセスが終了した後は、Fast Reports に無料試用アクセスを提供する義務、またはライセンシーに追加ライセンスを提供する義務はないものとします。

(**b**) 基本ライセンスは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアを操作してソリューションを作成し使用する権利、および本契約の条項に基づいてライセンシーのお客様がエンドユーザーとしてソリューションを使用する権利を付与します。

(**c**) 拡張ライセンスは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアを操作してソリューションを作成し使用する権利、およびライセンシーの従業員および直接のお客様に、本契約の条項に基づきエンドユーザーとしてソリューションを操作することをできるようにする権利を付与します。拡張ライセンスには、Fast Reports との個別の書面による契約が必要です。

(**d**) プロジェクトライセンスは、ライセンシーに対し、本ソフトウェアを操作してソリューションを作成し、その後、本契約を 1 つの第三者に譲渡して、第三者がソリューションをさらに開発し、第三者のお客様がエンドユーザーとしてソリューションを使用できるようにする権利を付与します。ただし、上記第 1 条第 5 項のエンドユーザー制限が適用されます。プロジェクトライセンスには、Fast Reports との個別の書面による契約が必要です。

2. 所有

2.1 本ソフトウェアの所有。ライセンシーおよびエンドユーザーは、（Fast Reports またはその代理によって作成された）FastReport® の名前とロゴを含む本ソフトウェアの更新、変更、派生作品、開発、改良、機能強化、およびその他のすべてのサービス、デザイン、テキスト、データ、インターフェイス、製品名およびサービス名、デザインマーク、ロゴ、ボタンアイコン、凡例、画像、写真、音楽、オーディオクリップまたはビデオクリップ、タイトル、ページヘッダー、グラフィックス、ソフトウェア、および前述の要素の選択、表現、構造、配置、調整、機能強化、および提示、ならびに本ソフトウェアの「外観と操作性」（色の組み合わせ、レイアウト、デザイン、そして、その他すべてのグラフィック要素を含みます）、およびこれに関するすべての知的財産権は、Fast Reports および/またはその関連会社の唯一かつ排他的な財産であり、今後も常にその財産であり続けることに同意します。ライセンシーおよびエンドユーザーは、本ソフトウェアのソースコードが Fast Reports の専有物であり、Fast Reports の企業秘密を構成することを認めます。本契約に明示的に規定されている場合を除き、本ソフトウェアの全部または一部を開示、使用、印刷、複製、または表示する権利は、付与されません。Fast Reports および/またはその関連会社は、小売、流通、および

Fast Reports が適切とみなすその他の販売経路を通じて、世界中で本ソフトウェアを販売および配布する権利を保持します。

2.2 譲渡禁止。本契約のいかなる規定も、または本ソフトウェアの操作もしくは本サービスの利用を通じても、本契約で別途付与されている場合を除き、Fast Reports またはその他の第三者の著作権、サービス マーク、商標、特許、またはその他の知的財産権に基づき、当該素材を使用するライセンスを付与するものと解釈されません。同様に、本契約で特に規定されない限り、または Fast Reports が書面で許可しない限り、本契約で明示的に付与された本ソフトウェアおよび本サービスにおけるすべての権利は、Fast Reports が留保します。

2.3 帰属。ライセンシーおよび/またはエンドユーザーは、本ソフトウェアまたは本サービスのコンテンツに含まれる帰属表示または所有権表示を削除または変更しないことに同意するものとします。本契約に基づき作成が許可される本ソフトウェアのコピーには、本契約と同様に、本ソフトウェア自体に記載されているオリジナルの著作権表示およびその他の知的財産権表示が含まれていなければなりません。ソリューションのすべてのコピーには、本ソフトウェアおよび Fast Reports の権利に関する言及が含まれていなければなりません。

2.4 営業秘密。本ソフトウェアの内部構造、構成、およびコードは、Fast Reports に属する貴重な企業秘密および機密情報です。

3. ライセンシーの義務、保証、および禁止行為

3.1 禁止行為。ライセンシーは以下のことを行ってはなりません：

(**a**) ライセンシーは、本契約に従ってオブジェクト コードでのみファイルを配布するものとし、以下に記載されていないファイルをソリューションの一部として使用または配布してはなりません：

FastReport VCL
FastReport FMX
FastReport LCL
FastCube VCL
FastCube FMX
FastCube LCL
FastScript
FastQueryBuilder

(**b**) 本ソフトウェアを修正または変更すること。

(**c**) 本契約に明示的に規定され、購入したライセンスで許可されている場合を除き、本ソフトウェアを出版またはその他の方法で第三者に提供すること、本ソフトウェアまたはその一部をコピー、リース、配布、譲渡、または再印刷すること。

(**d**) 本ソフトウェアのファイル名を変更すること。

(**e**) Fast Reports の知的財産権および著作権への言及を削除すること。

(**f**) Fast Reports の書面による事前の許可なく、開発環境、フレームワーク、レポート作成プログラム、または ERP、CRM、BPM、ECM システムに本ソフトウェアを含めること。

(**g**) 本ソフトウェアと大きく異ならない、または本ソフトウェアの機能の大部分に基づく主要な機能を有するソリューションを作成すること。

(**h**) 本ソフトウェアに基づくスタンドアロン型レポート作成プログラムを開発および/または配布すること。

(**i**) 本ソフトウェアと直接的または間接的に競合するソリューション（無償、シェアウェア、商用、またはその他のモデルの下で配布されるもの）を開発および/または作成すること。

(**j**) 本ソフトウェアのソース コードを使用して、Fast Reports の本ソフトウェアと直接的または間接的に競合するソフトウェアまたは製品（無料、シェアウェア、商用、またはその他のモデルで配布されるもの）を作成すること。

(**k**) 本ソフトウェアの使用の枠内で発見されたソース コードまたはソリューションを、Fast Reports の本ソフトウェアと直接または間接的に競合するソフトウェアの作成に関与する当事者に直接または間接的に開示すること。

(**l**) 本ソフトウェアのソース コードを配布すること。

(**m**) Fast Reports の事前の書面による許可なく、本ソフトウェアをハッキング、リバース エンジニアリング、翻訳、逆コンパイルしたり、ソース コードおよび/または本ソフトウェアのその他の部分を使用して、本ソフトウェアと直接的または間接的に競合する、または本ソフトウェアと同様の機能を持つ他のプログラムまたはソフトウェア アプリケーション（フリーウェア、シェアウェア、商用ソフトウェアを含みますがこれらに限定されません）を作成したりすること。および/または

(**n**) ソース コード、オブジェクト コード、プログラム コード、本ソフトウェアのその他の部分、または本ソフトウェアの機能を実装する方法を、Fast Reports からの書面による事前の許可なく、他のプログラム、または本ソフトウェアと直接または間接的に競合する、または本ソフトウェアと同様の機能を持つソフトウェア アプリケーションの作成に関与する人物に開示すること。

3.2 配布。ライセンシーは、本契約、制限、および購入したライセンスの条件に従って、コンパイルした形式でのみ、そして、ソリューションの不可欠な部分としてのみ本ソフトウェアを配布することができます。

3.3 エンドユーザーに対する責任。本契約をエンドユーザーに通知し、本ソフトウェアの配布に Fast Reports の本ソフトウェアに対する権利を示す著作権表示を含めることは、ライセンシーの責任です。ライセンシーは、ライセンシーのエンドユーザーによる本契約の違反に対して責任を負うものとします。

3.4 海外配布の禁止。ライセンシーは、Fast Reports の書面による明示的な許可なく、本ソフトウェアを他国に供給、アクセス権付与、配布、輸出、または再輸出してはなりません（プロジェクトライセンスに基づく場合を含みます）。

3.5 ライセンシーの保証。ライセンシーは、本契約により、以下の事項を表明し、保証するものとします：

(**a**) (i) 本契約に関連してライセンシーが **Fast Reports** に提供するすべての情報は、真実、正確、適切かつ最新のものです。(ii) ライセンシーは本契約を締結する完全な権限を有しています。(iii) ライセンシーは、**Fast Reports** と拘束力のある契約を締結できる法定年齢 **(18** 歳**)** に達しています。(iv) ライセンシーは、本契約を有効にするために必要なすべての政府の承認を求めます。 (v) ライセンシーは、適用される法律、規則および規制に従って、本契約に基づくすべての義務を履行します。そして、(vi) ライセンシーまたはエンドユーザーが **Fast Reports** に提出するライセンシーの素材、コンテンツ、編集、テキスト、グラフィック、音声、およびその他のコンテンツは、以下のことを行いません：(1) 第三者の知的財産権を侵害すること。(2) 名誉毀損、誹謗中傷、またはわいせつに該当すること。(3) 消費者詐欺、製造物責任、ライセンシーが当事者である契約違反を引き起こすか、または第三者に損害を与えること。(4) 暴力を助長するか、ヘイトスピーチを含むこと。(5) 適用される法律、法令、条例、または規制に違反すること。または、(6) アダルトコンテンツを含むか、または違法行為を助長すること。

(**b**) 署名者が雇用主または他の組織もしくは法人を代表して本契約を締結した場合、署名者は以下を表明し保証します：(i) 当該雇用主、組織、または法人を代表して本契約を締結するために必要な権限を有すること。(ii) 署名者が本契約を読み、理解したこと。そして、(iii) 署名者は、代表する雇用主、組織、または法人に代わって本契約の条件に同意すること。

(**c**) ライセンシーおよびそのエンドユーザーは、現在および将来において、(i) 米国により禁輸措置が課せられている国に所在していないこと。(ii) 大統領の行政命令により制定された、または米国財務省外国資産管理局 (OFAC) により公表された制裁プログラムの対象となっていないこと。(iii) 敵国通商法 (50 U.S.C. App. § 5)、国際緊急経済権限法 (50 U.S.C. § 10) に基づき大統領または OFAC によって指定されていないこと。 §§ 1701-06、愛国者法、公法 107-56、またはこれらの法律に基づいて発行された大統領の

行政命令に違反していないこと。(iv) OFAC が公表する「特別指定国民および資産凍結対象者リスト」に記載されていないこと。 (v) 署名者が個人または企業である場合、米国財務省の特別指定国民（SDN）リストに記載されていないこと。または、 (vi) 米国商務省の拒否命令表に記載されていないこと。

4. プライバシーと個人情報

4.1 守秘義務。ライセンシーおよび/またはエンドユーザー（該当する場合）は、本契約により、本契約の締結日以前または以後に、ライセンシーおよび/またはエンドユーザーに、直接的または間接的に、いかなる形式でも提供または利用可能となり、その使用または開示が Fast Reports の利益に反すると合理的に解釈される可能性がある、本ソフトウェア （技術情報、ソース コード、オブジェクト コード、保護システム、セキュリティ コード、ドキュメント、技術要件、およびインターフェイスを含みます)、本サービス、本契約、または Fast Reports に関連する、あらゆる種類の情報、製品、ドキュメント、またはその他の資料を厳重に秘密に保ち、ライセンシーの従業員および代理人、またはライセンシーが自らの利益を代表するために雇用した人物以外の第三者に開示しないことに同意するものとします。これには、機密保持義務を負う第三者の情報、および Fast Reports がライセンシーおよび/またはエンドユーザーと共有する可能性のある情報 （以下、「**機密情報**」）が含まれますが、機密情報には次の情報は含まれません：(i) Fast Reports から受領する前にライセンシーおよび/またはエンドユーザーが既に所有している情報。(ii) ライセンシーおよび/またはエンドユーザーの過失なく、正当に公有になった情報。(iii) ライセンシーおよび/またはエンドユーザーが、当該情報に関する守秘義務または使用もしくは開示の制限のない第三者から受領した情報。または、 (iv) 法律の運用により、公衆または守秘義務のない第三者に開示された情報。ライセンシーおよび/またはエンドユーザーが、上記の機密情報に関する 4 つの例外のいずれかを主張する場合、ライセンシーおよび/またはエンドユーザーは、適切な形式の証拠書類によって当該主張を証明するものとします。

4.2 機密情報の使用。ライセンシーおよび/またはエンドユーザー（該当する場合）は、自らの商業的利益のために、または本契約に基づく義務の履行以外のいかなる目的のためにも、機密情報を使用してはならないものとします。ライセンシーおよび/またはエンドユーザーは、機密情報の秘密を保護し、不正な開示を回避し、機密情報が公有になることを防止し、その従業員および関連会社による本契約の条項の遵守を保証するために、あらゆる合理的な手段を講じるものとします。当該措置は、ライセンシーおよび/またはエンドユーザーが類似の性質を有する自らの機密情報を保護するために利用する程度の注意を必要とし、合理的な注意を下回らないものとします。本第 4 条第 2 項に基づき機密情報の開示が許可された場合、ユーザーは、法律で禁止されている場合を除き、機密情報の開示日から 2 営業日以内に、当該情報の提供の事実、その内容、および機密情報の提供先を Fast Reports に通知するものとします。

4.3 情報開示。ライセンシーおよび/またはエンドユーザー（該当する場合）は、本契約に反する第三者による機密情報の開示の事実または開示の脅威、受領もしくは使用について、直ちに Fast Reports に通知する義務を負います。

4.4 処理への同意。本契約に基づく義務を履行するため、Fast Reports は、ライセンシー、その従業員およびエンドユーザーの個人データを処理する場合があります。ライセンシーおよび/またはエンドユーザー（該当する場合）は、バージニア州、米国、および国際法（一般データ保護規則（規則（EU）2016/679）（「**GDPR**」）を含みます）の法律の要件に従って、個人データの処理および Fast Reports への転送について、すべての適切な許可および同意を得ていることを Fast Reports に保証します。

4.5 販促。ライセンシーは、本契約により、ライセンシーの名前、商号、および商標を販促およびマーケティング資料で使用し、本契約に基づく両当事者の関係を発表するためにライセンシーの Web サイトにリンクする許可を Fast Reports に付与します。

5 保証、責任の制限。

5.1 Fast Reports 保証。Fast Reports は、本ソフトウェアがユーザー向けマニュアルに実質的に準拠することを表明し、保証しますが、本契約に反する規定がある場合でも、Fast Reports は無料試用アクセスまたは限定ライセンスについていかなる種類の保証も行いません。

5.2 保証の免責。第 **5** 条第 **1** 項に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアおよび本サービスは、「現状のまま」かつ「利用可能な状態」で提供されます。本ソフトウェアおよび本サービスの使用および操作は、お客様ご自身の判断と責任において行われるものであり、そのような行為に起因するお客様のコンピューター システムへの損害、データの損失、またはその他の損害については、お客様が単独で責任を負うことに同意するものとします。第 **5** 条第 **1** 項に別段の規定がある場合を除き、**Fast Reports** は本契約により、明示または黙示を問わず、商品性、特定目的への適合性、および非侵害の保証を含みますがこれに限定されない、いかなる種類の表明または保証も明示的に否認します。**Fast Reports** は、本ソフトウェアおよび本サービスのセキュリティに関していかなる保証または表明も行いません。お客様は、送信された情報が送信中またはその他の方法で傍受される可能性があることを認めるものとします。**Fast Reports** は、本ソフトウェアおよび本サービスにウイルスまたはその他の有害な要素が含まれていないことを保証しません。

5.3 責任の制限。本ソフトウェアおよび本サービスから生じる **Fast Reports** の責任は、契約、不法行為、厳格責任、またはその他の訴因を含みますがこれらに限定されない、**1** つまたは複数の訴因を含み、過去 **6** ヶ月間に本契約に基づき **Fast Reports** に支払われた対価を超えないものとします。本責任制限は、適用法が当該制限を禁止して

いる限りにおいて、死亡または人身傷害に対する責任には適用されないものとします。本ソフトウェアおよび本サービスに関連して **Fast Reports** に対して提起される訴訟は、訴訟の原因が発生した日から **1** 年以内に開始され、書面で **Fast Reports** に通知されなければなりません。

5.4 結果的損害。いかなる場合においても、契約、不法行為、過失、厳格責任、衡平法、またはその他にかかわらず、**Fast Reports** は、間接的、特別、付随的、または結果的損害について、いかなる形式または訴訟理論においても、逸失利益、間接費、営業権の喪失による損害、作業停止、コンピューターの故障または誤動作、またはその他のあらゆる商業的損害または損失を含みますがこれらに限定されない損害について、たとえその可能性を知らされていたとしても、一切責任を負いません。本責任制限は、適用法が当該制限を禁止している限りにおいて、死亡または人身傷害に対する責任には適用されないものとします。さらに、法域によっては、結果的損害または付随的損害に対する責任の除外または制限を認めない場合があるため、上記の制限がすべての状況に適用されるとは限りません。

5.5 無料試用版および限定ライセンスに関する責任の否認。無料試用版アクセスおよび限定ライセンスに関して、いかなる場合においても、**Fast Reports** またはそのパートナーもしくは関連会社は、直接的、間接的、結果的、懲罰的、特別、または偶発的な損害（事業、契約、収益、データ、情報、または事業の中断の損失による損害を含みますが、これらに限定されません）に対して責任を負いません。この責任拒否は、無料試用アクセス、および無料試用アクセスに関連する本サービスの使用、または使用できないこと、お客様の送信またはデータへの不正アクセスまたは改ざん、送信または受信された情報、または送信または受信されなかった情報、データの保存の失敗、データの損失、ファイル、ソフトウェア、または遅延や中断した無料試用アクセスに関連する本サービスの損失や損傷に起因または関連して発生する、あらゆる責任理論の下に存在するものとし、たとえ **Fast Reports** が当該損害の可能性を通知されていたとしても、この限りではありません。本責任制限は、適用法が当該制限を禁止している限りにおいて、死亡または人身傷害に対する責任には適用されないものとします。さらに、法域によっては、結果的損害または付随的損害に対する責任の除外または制限を認めていないため、上記の制限がお客様に適用されない場合があります。

6. メンテナンスとサポート

6.1 アップデート。ライセンス期間中、Fast Reports は、Fast Reports が随時、適切と判断する形式で商業ライセンシーに一般に公開する場合、ライセンシーに本ソフトウェアのアップデート、新規リリースおよび/またはバージョンを提供します。ライセンシーは、自らの裁量でこれを実装することも実装しないこともできます。ただし、ライセンシーがアップデート、新規リリースまたはバージョンを実装しない場合、Fast

Reports は、独自の裁量で本ソフトウェアに関する本サービスおよびサポートの提供を中止することができます。あらゆるアップデート、新規リリースは本ソフトウェアの一部とみなされ、本契約に含まれる条件に従うものとします。

6.2 サポート。Fast Reports は、https://www.fast-report.com/technical-support-regulations/ の条件に従い、ソリューションのサポートを有効なライセンスを持つライセンシーに提供するものとします。Fast Reports はライセンシーにのみサポートを提供するものとし、本契約のいかなる条項も、Fast Reports がエンドユーザーに直接サポートを提供する義務を生じさせるものとして解釈されるものではありません。疑義を避けるために、Fast Reports は有効なライセンスがないソリューションのサポートを提供せず、Fast Reports は限定ライセンスまたは無料試用アクセスのサポートを提供しません。

7. ライセンス料と支払い

7.1 前払い。本契約に基づくすべてのライセンス料は、両当事者が書面で別途合意した場合を除き、全額前払いとします。ライセンシーおよび/またはエンドユーザー（該当する場合）は、Fast Reports が対応するライセンス料を受領するまで、ライセンス キーを受け取らず、本ソフトウェアを操作する権利を有しません。支払いは、全額が Fast Reports の当座預金口座に入金された時点から、Fast Reports が受領したものとみなされます。ユーザーによるライセンス料の支払いはすべて最終的なものであり、返金されないものとします。

7.2 ライセンス料。ライセンス料の金額は、本契約の条件、ドキュメント、および Fast Reports の Web サイト（https://www.fast-report.com/buy）で指定されている通り、または両当事者が書面で別途合意した通りに、ライセンシーが購入したライセンスの費用および種類に基づいて計算されます。Fast Reports は、ライセンスの更新費用を含め、ライセンス料の金額をいつでも裁量で変更する権利を留保します。このような変更は、該当するライセンス期間が終了するまでは、既に購入され支払済みのライセンスには適用されないものとします。

7.3 請求書。すべての支払いは、Fast Reports が発行した請求書を受領してから 10 暦日以内に、ライセンシーが行うものとします。Fast Reports は、支払いが受領される前に注文をキャンセルする権利を留保します。

7.4 アクセス。本ソフトウェアを使用する権利は、Fast Reports がライセンス料を受領し、ライセンシーにライセンス キーを提供した後にのみ、ユーザーに付与されます。ライセンスの更新は、ライセンス期間の終了時に Fast Reports が決定するその時点の価格で行われるものとします。

7.5 税金。各当事者は、本契約に関連する活動に適用される政府当局によって課されるすべての該当する売上税および使用税の徴収、支払い、および報告を遵守する責任を負います。いずれの当事者も、他の当事者に課される可能性のある税金について責任を負いません。本契約に反するいかなる規定にもかかわらず、ライセンシーは、本契約に起因または関連して発生する、適用される売上税、使用税、付加価値税、および同様の税金の徴収、支払い、および関連する登録について、単独で責任を負うものとします。売上税または使用税の納税義務を免除するために、免税証明書または同様の文書を作成する場合、もしくは手続きを行う場合、ライセンシーは、当該証明書、文書または手続きに関する書面を取得し、Fast Reports に提供します。ライセンシーは、Fast Reports による本ソフトウェアの出荷には、本契約に基づく本ソフトウェアの全価値を示す必要のある請求書、船荷証券、税関申告書、および/またはその他の文書が添付され、Fast Reports の独自の裁量により、全価値またはその一部に対して保険がかけられる場合があることを承認し、これに同意するものとします。

8. 契約の期間と終了

8.1 期間。本契約は、発効日から有効となり、本契約に基づき解除されない限り、有効なライセンス期間が終了するまで有効であるものとします。

8.2 終了。本契約は、以下の規定に従って終了させることができます：

(**a**) ライセンシーおよび Fast Reports は、相互の書面による同意により、いつでも本契約を終了することができます。

(**b**) ライセンシーは、Fast Reports が本契約に重大な違反をし、書面による通知後 30 日以内にこの違反が是正されなかった場合、Fast Reports に通知することにより、いつでも本契約を終了することができます。

(**c**) Fast Reports は、ライセンシーが本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約を直ちに解除することができます。

(**d**) Fast Reports は、ライセンシーが、Fast Report の書面による事前の同意なしに、ライセンス、本契約、または本契約に基づき付与された権利を第三者に譲渡した場合（ライセンシーがプロジェクト ライセンスを購入した場合を含みます）、直ちに本契約を終了することができます。

(**e**) Fast Reports は、いつでも本契約を直ちに終了し、有効なライセンス条件の未使用部分の日割り払い戻しを行うことができます。そして、

(**f**) いずれの当事者も、(i) 他方の当事者が支払不能または破産を宣言した場合、(ii) 相手方の破産宣告、または破産、支払不能、再編、支払猶予、または債権者の権利に関連する、または債権者の権利に影響を与える他の法律に基づく相手方の再建を求める申

立てが裁判所に提出され、90 日以内に却下されない場合、または (iii) 他方の当事者が破産管財人または管財人もしくは類似の団体の選任に同意した場合、本契約を終了することができる。

本第 8 条第 2 項に基づく解除は、一方の当事者が他方の当事者の不履行に関して有するその他の権利または救済手段を損なうものではないものとする。非違反当事者が、本契約の約定、条件、義務または条項の違反当事者による不履行、違反または不遵守に対して、本契約に基づく解除またはその他の強制執行もしくは損害賠償を回復する権利を行使しなかったとしても、その後の不履行に関する非違反当事者の権利に影響を与えたり、損なったりすることはありません。また、不履行、違反または不履行から生じる権利を行使する非違反当事者の遅延または不作為は、同一または将来の不履行、違反または不履行に関する非違反当事者の権利に影響を与えたり損なうことはありません。ただし、本第 8 条第 2 項のいかなる内容も、本契約において非違反当事者の違反当事者に対する救済を制限する規定に優先するものと解釈されることはありません。

8.3 終了時。本契約が終了または満了した場合、ライセンシーは以下のことを行うものとします：

(a) 終了後 10 営業日以内に、実行可能な限り速やかに、ライセンシーが所有または管理しているすべての Fast Reports の機密情報を破棄、アンインストール、削除、または Fast Reports に返却します。これには、ハードドライブまたはその他の固定、電子、光学、磁気、またはその他の媒体にインストールされたもの、およびエンドユーザーに提供されたコピーを含む本ソフトウェアの許可または未許可の改変が含まれますが、これらに限定されません（ただし、第 8 条第 4 項に定める限定ライセンスによって提供されたものを除きます）。

(b) 相手方当事者からの要請があった場合、当該終了後 30 暦日以内に、本契約第 8 条第 3 項第 a 号に基づく義務を遵守したことを証明し、保証します（電子メールで可）。そして、

(c) 第 8 条第 4 項に定める限定ライセンスに従って、その時点の最新バージョンの本ソフトウェアを操作することが許可されます。

8.4 限定ライセンス。ライセンス期間が終了した場合、ライセンシーには、該当するソリューションの一部として、終了日時点で最新のバージョンの本ソフトウェアを操作する非独占的、個人的、限定的、譲渡不能な権利（サブライセンスを受ける権利はありません）が付与されるものとし、アップデートを受ける権利およびサポートを受ける権利はないものとします（以下、「**限定ライセンス**」）。Fast Reports は、理由の如何を問わず、いかなる種類の責任も負うことなく、限定ライセンスの範囲をいつでも一方的に終了または変更する権利を留保します。限定ライセンスが終了した場合、ライセンシーおよびエンドユーザーは、直ちに本ソフトウェアの使用を停止し、本ソフト

ウェアおよび機密情報のすべてのコピーを破棄、アンインストール、削除、または Fast Reports に返却するものとします。

8.5 存続。本契約に反対の規定がある場合でも、第 2 条から第 4 条、第 8 条および第 9 条の規定は、本契約の終了または失効後も存続するものとし、当該終了または失効は、機密情報に関するライセンシーの義務、知的財産権に関するライセンシーの義務、または本契約の条項もしくは文脈上、終了後も存続する責務、責任もしくは義務からライセンシーを解放するものではありません。

9. 雑則

9.1 免責。ライセンシーは、以下に起因する第三者の請求に起因するすべての損害、請求、責任、損失、およびその他の費用（合理的な弁護士費用および経費を含みますがこれらに限定されません）に対して、Fast Reports およびその各役員、取締役、株主、従業員、代理人、代表者を補償し、防御し、免責するものとします。(i) ライセンシーまたはエンドユーザーによる本契約に基づく保証、契約、義務の違反または侵害。(ii) ライセンシーまたはエンドユーザーによる本ソフトウェアの不正な改変。および (iii) ライセンシーの顧客との取引（第三者、許可された顧客、および/またはエンドユーザーによるライセンシーのソフトウェア アプリケーション製品、コンポーネント、または本ソフトウェアの操作の結果の使用および配布を含みますがこれらに限定されません）。FastReports は、(a) 当該措置について、ライセンシーに速やかに書面で通知するものとします（通知の遅延がライセンシーに重大な不利益を及ぼさない限り、通知しない場合でもライセンシーは本契約に基づく補償義務を免除されることはありません）。(b) 当該措置の防御および/または和解の単独管理権をライセンシーに付与するものとします。ただし、FastReports による和解の承認は、不当に留保、遅延、または条件付けされることはありません。そして、(c) ライセンシーにすべての合理的な情報および支援を提供します（ライセンシーの合理的な費用負担で、FastReports の従業員またはコンサルタントが費やした時間を除きます）。

9.2 管轄権。各当事者は、本契約および本契約の履行に起因または関連するあらゆる訴訟手続について、バージニア州東部地区連邦地方裁判所、または当該裁判所が主題管轄権を有しない場合はバージニア州に所在するその他の州裁判所または連邦裁判所の専属的管轄権に取消不能の形で服するものとし、当該訴訟手続を当該裁判所においてのみ開始し、訴訟することに取消不能の形で同意する。各当事者は、(i) 上記の訴訟において、申し立て、抗弁、またはその他の手段により、上記の裁判所の管轄権に個人的に服さないこと、その財産が差押えまたは執行から免除されていること、または免除されていないことを主張しないことを放棄し、同意します。(ii) 本契約に起因する、または本契約に関連するいかなる訴訟手続きも、上記裁判所以外では開始しないことに同意します。(iii) 本契約から生じる、または本契約に関連するあらゆる手続きの裁判

地が当該裁判所であることに対する異議を、取り消し不能かつ無条件で放棄します。(iv) 当該裁判所に提起されたいかなる訴訟も、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスを理由に却下されるべきです。または、上記の裁判所以外の裁判所に移送または移送されるべきであると主張する権利を、取消不能かつ無条件に放棄し、当該裁判所において申し立てまたは請求しないことに同意します。そして、(v) 当該裁判所が下した判決に拘束されることに、取り消し不能かつ無条件で同意します。各当事者は、さらに、第 6 条第 3 項に従って行われた訴訟手続き、召喚状、通知、または文書の送達は、当該訴訟手続きに対する訴訟手続き、召喚状、通知、または文書の送達として有効であることに同意し、第 9 条第 6 項に従って行われた訴訟手続きの送達が正当かつ有効な訴訟手続きの送達を構成しないという主張を、当該訴訟において（申し立て、抗弁、またはその他の方法で）主張しないことに同意します。本契約のいかなる規定も、適用される法律により許可されるその他の方法で、当該手続、召喚状、通知または文書を送達するいずれかの当事者の能力を制限するものとはみなされません。**各当事者はここに、本契約、または本契約の交渉、管理、履行、および執行におけるいずれかの当事者の行動（反訴を含みます）に起因または関連するあらゆる訴訟手続において、陪審員による裁判を受ける権利を取消不能かつ無条件で放棄します。**

9.3 特定の履行。いずれかの当事者が本契約に定める契約条件に違反した場合、または違反する恐れがある場合、他方の当事者は、当該当事者が享受するその他の権利に加えて、管轄裁判所による差止命令またはその他の衡平法上の救済を得て、実際の違反または違反の恐れを阻止する、または本契約の条項を具体的に執行する権利を有します。ただし、当該違反または差し迫った違反により、当該当事者に回復不能な損害が発生する可能性があり、金銭的損害賠償のみでは不十分な救済にはならず、ライセンシーの違反に対して当該当事者に十分な補償を行えないことに合意します。本契約の両当事者の権利および救済は累積的なものであり、代替的なものではありません。さらに、いずれの当事者も、当該衡平法上の救済の取得に関連する保証金の確保または供託の要件を放棄することに同意し、本条項は、本契約の不履行に対して両当事者が有するその他の権利を損なうものではないものとします。

9.4 訴訟費用。一方の当事者が他方の当事者に対して提起し、本契約に起因または関連して生じたあらゆる訴訟において実質的に勝訴した当事者は、その他の権利および救済手段とともに、控訴不能な拘束力のある命令、判決またはその他の司法措置により認められた範囲で、訴訟費用および合理的な弁護士費用を含む実際に発生した費用の償還を受ける権利を有するものとします。このような手数料は、当該訴訟の裁判において裁判所が定めるか、またはそのために提起される別個の訴訟において執行することができます。このような手数料は、授与される可能性のあるその他の救済措置に追加されるものとします。

9.5 契約条件。いずれの当事者も、法律で義務付けられている場合、または善意の買収、合併、資金調達、再編に関連する場合を除き、本契約の条件を、その社外弁護

士、監査人、財務アドバイザーおよび技術アドバイザー以外の第三者に開示しないものとします。ただし、開示先が本契約の条件よりも緩くない秘密保持条件に拘束されることを条件とします。

9.6 通知。本契約に関連するすべての請求、指示、同意、指定、通知、権利放棄、およびその他の連絡（以下、「**通知**」）は、書面により行われるものとします。当該通知は、(a) 直接交付された場合には受領されたとき、(b) ファクシミリ送信により交付された場合には適切なテレコピー確認が受領されたとき、(c) 電子メールにより送信された場合には受信者のサーバーが電子送信を受領したとき、または (d) 国際的に認知された速達便に預託された後 3 日以内に、いずれの場合にも、以下の住所または場所の当事者に送信されたときに、適切に交付されたものとみなされます：

Fast Reports 宛：66 Canal Center Plaza, Ste 505, Alexandria, VA 22314; info@fast-report.com

いずれの当事者も、ここに定める方法で他方に通知することにより、本契約に基づく通知の送付先を変更することができる。

9.7 独立請負業者。本契約によって確立された Fast Reports およびライセンシーの関係は、独立した請負業者であり、本契約に含まれるいかなる内容も、(i) いずれかの当事者に他方の日々の活動を指示および管理する権限を与えること、(ii) 両当事者をパートナー、合弁事業者、フランチャイザーとフランチャイジー、共同所有者、またはその他共同もしくは共通の事業への参加者として構成すること、または (iii) いずれかの当事者に、いかなる目的であれ、他方のために義務を発生させたり引き受けたりすることを許可するものと解釈されません。本契約に定めるライセンシーの権利を除き、ライセンシーは、その事業およびマーケティング計画の策定および実施、ならびにその運営について単独で責任を負うものとします。

9.8 分離可能性。本契約またはそのいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所により、何らかの理由で正しくない、無効、法的強制力がない、または有効な適用法または公的命令、規則、規制の全部または一部と矛盾する、またはこれに反すると判断された場合、本契約の矛盾またはこれに反する条項は無効となり、当該法律、命令、規則、規制が支配するものとします。本契約の矛盾または反対の規定は無効となり、当該法律、命令、規則、および規制が支配するものとし、そのように修正されても、本契約は完全な効力を継続するものとし、本契約の残りの規定は影響を受けず、法律で認められる最大限の範囲で完全な効力を維持するものとします。ただし、本契約のいかなる規定も、管轄権を有する法廷地において、当該法律、命令、規則または規制に疑問を呈し、または異議を唱える権利を放棄するものと解釈されないものとします。

9.9 権利放棄。本契約のいかなる条項も、当該権利放棄が書面により行われ、当該条項の実施により利益を受ける当事者が署名しない限り、権利放棄されたとはみなされません。ただし、本契約のいかなる条項の権利放棄も、その後の当該条項の違反の権利

放棄、または同様の条項の権利放棄とはみなされません。さらに、本契約のいずれかの条項または条件の違反または不履行の権利放棄は、本契約のすべての条項および条件の厳格な遵守をその後強制するための、本契約に基づく当事者の権利に、いかなる形でも影響を与えたり、制限したり、放棄したりするものではありません。

9.10 譲渡。本契約は、本契約に基づいて付与されるライセンスを含め、一方の当事者が、他方当事者の書面による事前の同意なしに、その全部または一部を譲渡することはできません。ただし、Fast Reports は、Fast Reports の資産の全部または全部の合併、買収、または売却の場合に本契約を譲渡する権利を有するものとします。前文に従い、本契約は、本契約の両当事者、およびそれぞれの相続人、法定代理人、後継者、および譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じ、執行可能であるものとします。

9.11 不可抗力。支払い義務を除き、いずれかの当事者の不履行は、ストライキ、火災、洪水、政府の行為もしくは命令、または制限によって履行が不可能となった範囲において免除されるものとします。

9.12 追加保証。両当事者は、本契約で企図されている取引を達成し、本契約の目的と意図を遂行するために、各々の行為を行い、当該文書および証書を実行および交付し、合理的に要求されるその他のことを行うものとします。

9.13 第三受益者の不存在。本契約は、両当事者の利益のみを目的とするものであり、本契約に別段の定めがある場合を除き、他のいかなる人物も、本契約に基づくいかなる権利、利益または請求権を有しません。

9.14 完全合意。本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成するものであり、口頭または書面を問わず、従前または同時期のすべての合意または了解に優先します。

9.15 副本。本契約は、両当事者が 2 つ以上の副本で別々に締結することができ、そのようなすべての副本は原本とみなされるものとしますが、これらすべてが一緒になって 1 つの同一の文書を構成するものとし、両当事者が本契約の 1 つのコピーに最初に署名したかのように両当事者を拘束します。